

守成クラブ東京立川会場 美容健康部

規約

第 1 条（名称）

本部の名称は「守成クラブ東京立川会場 美容健康部」とします。

第 2 条（目的）

本部は、美容・健康業に携わる会員が連携し、以下の目的のために活動を行います。

一般顧客の集客支援

会員間のサービス理解と紹介の促進

地域社会への貢献と認知度向上

公正かつ協力的な関係構築

第 3 条（参加資格）

本部の参加資格は以下の通りとします。

守成クラブ東京立川会場の正会員・準会員であること

美容・健康関連業を営んでいること

本規約に同意し、円滑な協力関係を築けること

第 4 条（禁止事項）

以下の行為を禁止します。

他のメンバーや店舗を貶める発言・行動

ネットワークビジネス（MLM）等の勧誘

利益目的での部内営業活動

公序良俗に反する行為

規約違反・協調性を著しく欠く行動

※違反があった場合、協議の上で活動参加停止・除名の対応を行う場合があります。
また、その対応に必要な費用が発生した場合は、当事者に対し実費を徴収する場合があります。

第 5 条（運営体制）

本部は顧問および部長によって運営されます。
部長は活動提案・調整・連絡などの役割を担います。
必要に応じて会議・グループチャット・勉強会等を開催します。

第 6 条（改定）

本規約は、メンバーの合意に基づき、必要に応じて隨時改定します。

附則

本規約は 2025 年 7 月 1 日より施行する。